

議員提出議案第17号大阪戦略調整会議の設置に関する条例の一部を
改正する条例案の一部修正の承諾を求めることについて

議員提出議案第17号大阪戦略調整会議の設置に関する条例の一部を改正する条例案の
一部を別紙のとおり修正したいので、会議規則第11条の規定により承諾を願いたい。

平成27年12月17日

大阪市会議長 東 貴之様

提出者

黒田 當士	床田 正勝	加藤 仁子
北野 妙子	太田 晶也	荒木 肇
山本 長助	川嶋 広稔	新田 孝
高野 伸生	足高 將司	多賀谷 俊史
荒木 幹男	西川 ひろじ	永井 啓介
福田 武洋	前田 和彦	

(別 紙)

議員提出議案第17号大阪戦略調整会議の設置に関する条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

第7条の改正規定を次のように改める。

第7条第1項中「会長及び副会長各1人」を「会長1人及び副会長2人」に改め、同条第4項中「会長が欠けたときは」を「会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序で」に改める。

附則中「公布の日」を「平成28年4月1日」に改める。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は修正

大阪戦略調整会議の設置に関する条例の一部を改正する条例案（抄）

大阪戦略調整会議の設置に関する条例（平成27年大阪市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「会長及び副会長各1人」を「会長1人及び副会長2人」に改め、同条第4項中「会長が欠けたときは」を「会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序で」に改め、同条に次の3項を加える。

改める。

- 5 大阪会議は、会長又は副会長が職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき、その他会長又は副会長たるに適しないと認めるときは、会議の議決によって、当該会長又は副会長を解任することができる。
- 6 前項の議決は、委員（第5条第2項に規定する委員を除く。）の過半数の同意を得なければならない。この場合においては、当該会長又は副会長は議決に加わることができない。
- 7 第5項の議決をしようとするときは、大阪会議は、あらかじめ本人に弁明の機会を与えなければならない。

省 略

附 則

この条例は、公布の日 から施行する。

平成28年4月1日